

令和8年5月1日

那覇市市民文化部文化振興課

「那覇市文化芸術基本計画中間見直し（案）」に対する市民意見提出（パブリックコメント）の実施結果について

「那覇市文化芸術基本計画中間見直し（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びご意見に対する市の考え方を下記のとおり公表いたします。

○募集期間：令和8年3月13日～令和8年4月13日

○意見提出件数：2件（提出者数1名）

NO	ご意見	市の考え方
1	<p>【該当箇所】 2 文化芸術に関する国の動向や関連法令 （2）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</p> <p>【内容】 本文中、障害者、障がい者、障がいのある人について表記の統一が必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本市では文書等を作成する際、法令等にある表記を除き、人や人の状態を表す場合の表記は、「障がい」を用いること。また、可能な限り、「障がい者」を「障がいのある人」の様に表現することとしています。 当該箇所につきまして、法律名は「障害者」とし、本文中の表記を「障がいのある人」に統一し修正しました。</p>
2	<p>【該当箇所】 本文全体</p> <p>【内容】 5点の表記ゆれ及び文書体裁に関するご意見。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 編集の際に参考にさせていただきます。</p>